

# 経済・財政一体改革推進委員会資料

2022年9月22日

## デジタル庁

# ■ マイナンバー制度の利活用の推進

# マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

# マイナンバー制度の概要と現状

## 1. マイナンバーの付番・利用及び情報連携

- ① 日本国内の全住民に通知されている12桁の番号。  
※ 新たに誕生した子供にも、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成・通知されます。（改めて申請の必要なし。） **H27年10月～付番開始**
- ② マイナンバーは、マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の事務に利用。  
**H28年1月～社会保障・税・災害対策分野の事務で利用開始**  
（例）確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等
- ③ マイナンバー法に基づき、行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いて個人情報やり取りするので、各種手続の際に住民が提出する添付書類（住民票、課税証明書等）が省略可能。  
**H29年11月～情報連携の本格運用開始**  
**R4年6月現在 約2,900手続で添付書類省略**
- ④ マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。  
また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- ⑤ 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

## 2. マイナンバー制度の拡充

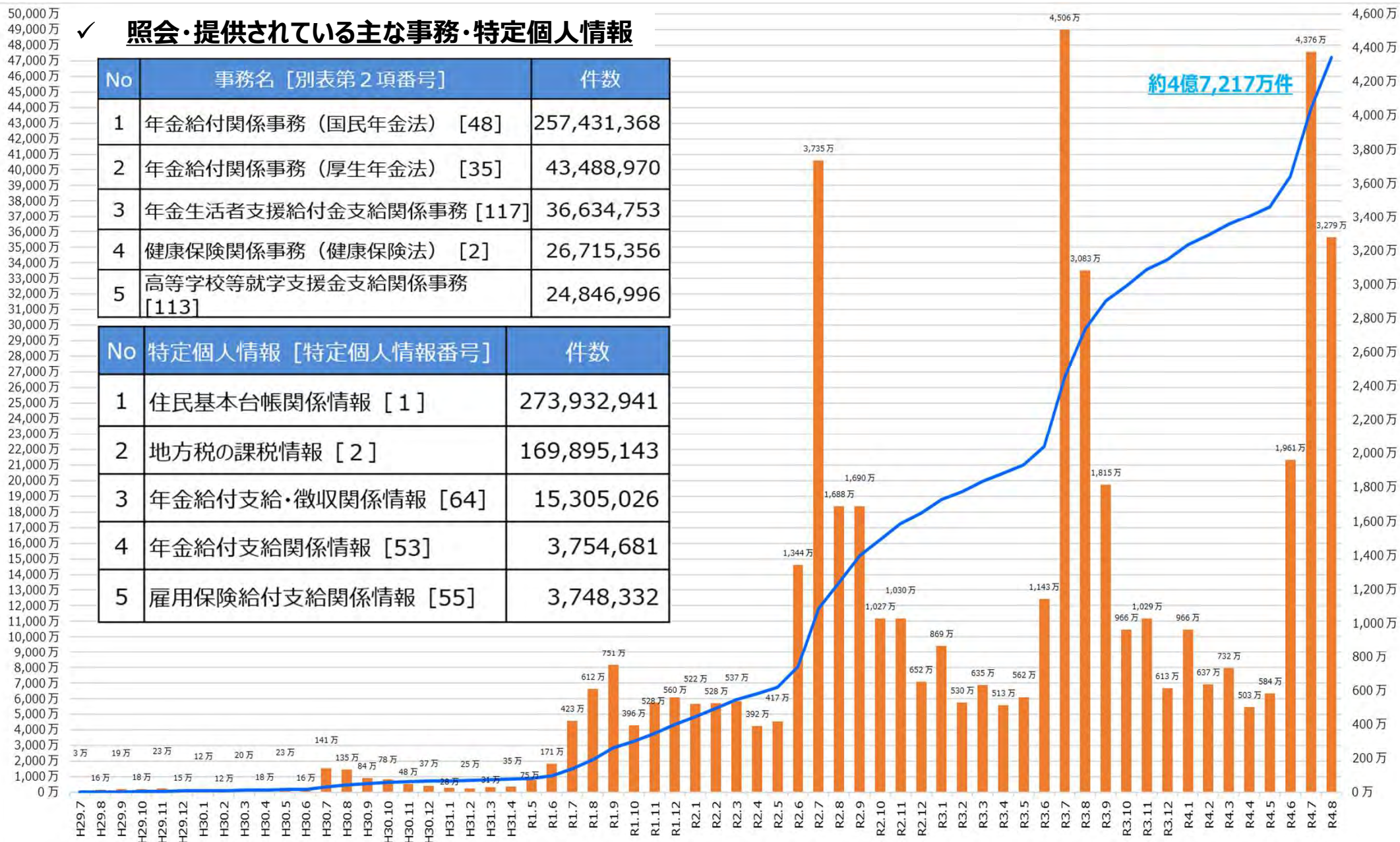
「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」にて、マイナンバー制度の利活用の推進を決定。



# 情報連携の現状 《平成29年7月18日以降の情報提供件数》

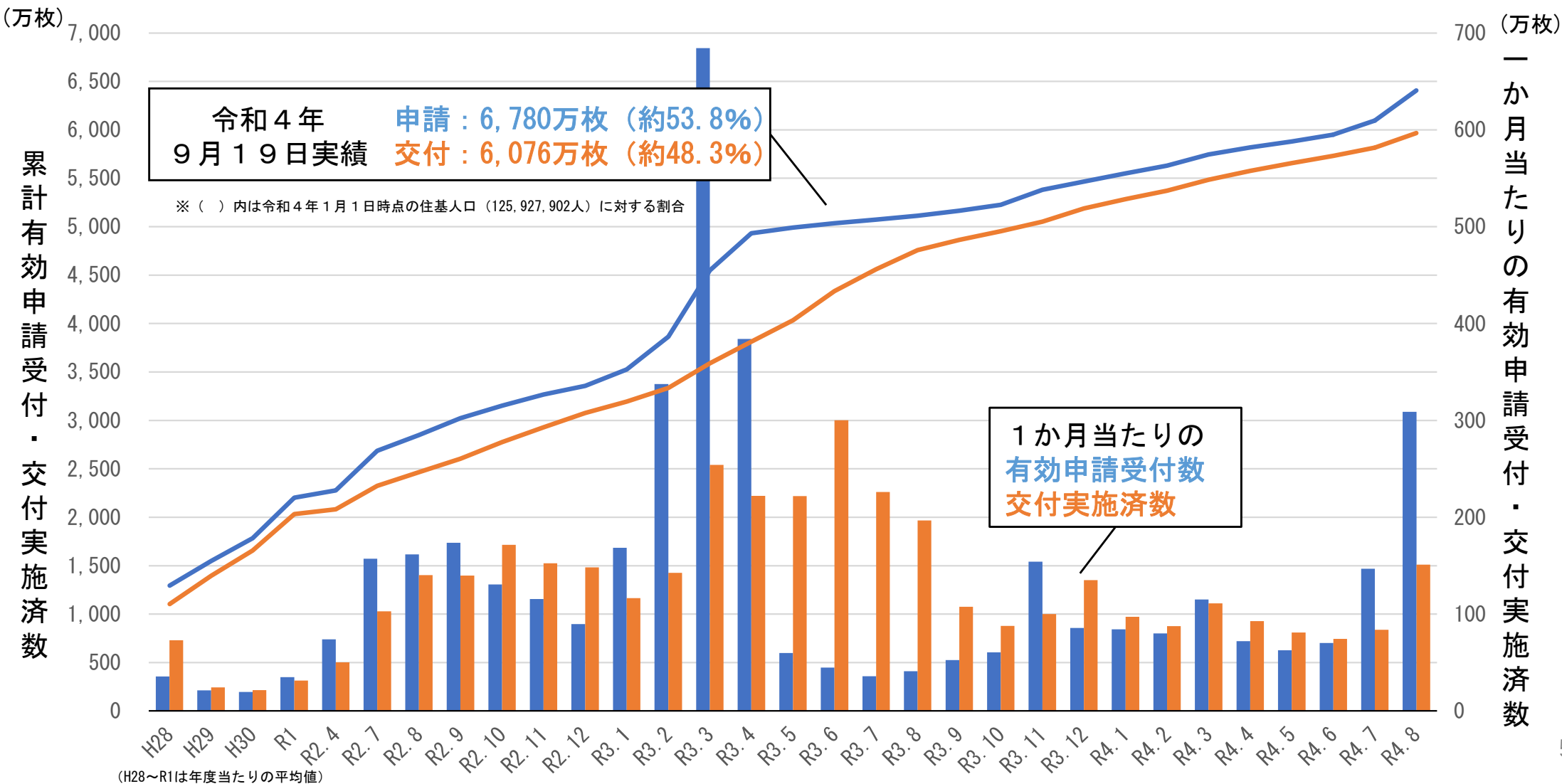
【累計】折れ線グラフ

【月ごと】棒グラフ



# マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



# 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」抜粋（令和4年6月閣議決定）

## （1）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

### ① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、**「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」**とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、**令和7年（2025年）を当面の実装ターゲット**として検討を進める。（略）

### ② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、（略）行政システムが必要とする**共通機能のコンポーネント化（部品化）**を進め、**システムの疎結合化**を実現する。これにより、**機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現**し、民間並みのコスト実現を目指す。（略）

## （3）マイナンバー制度の利活用の推進

### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。（略）

（略）その上で、国民の理解を得つつ、**令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施**し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

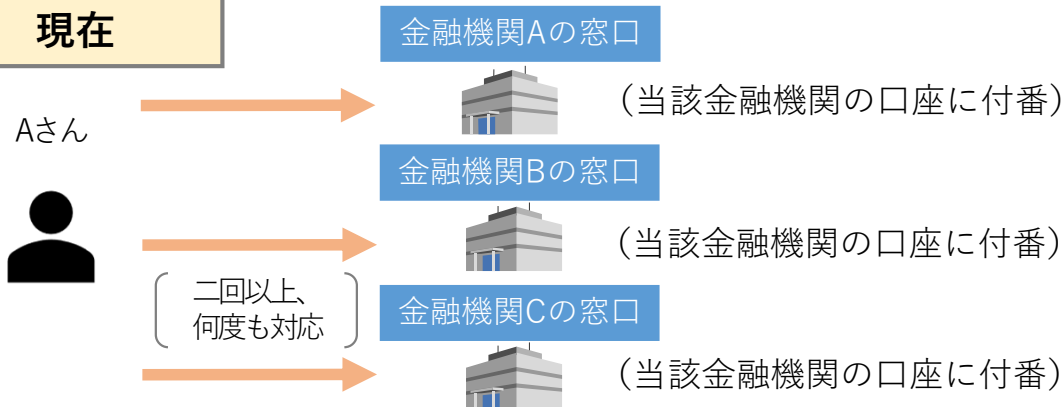


# 口座管理法※ 新たな預貯金口座付番制度

※預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）

- ① 預貯金者の意思に基づき、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組み
- ② 災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み

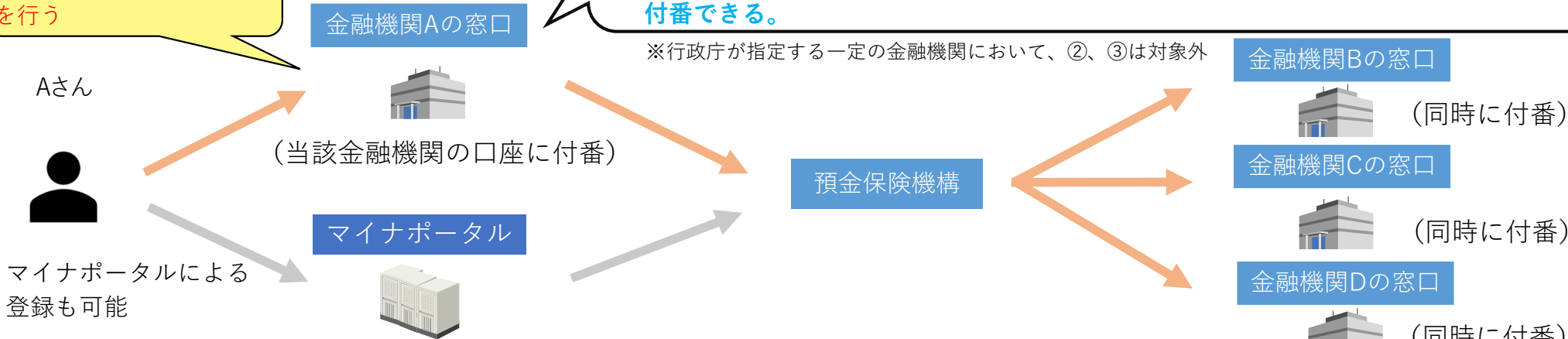
## 現在



- ・ 預貯金口座付番は、公正な社会保障給付や税負担の実現に資する観点から、平成27年の法改正により30年1月から開始
- ・ 金融機関はガイドライン（全銀協作成）により、番号の取得に向けて、預貯金口座付番の案内を行うことが期待されているものの、対応は各金融機関の判断に委ねられている
- ・ 国民の付番申出は、金融機関の窓口からのみ。また、金融機関ごとに、申し出なければならない

## 新たな制度

預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行う



- ①金融機関は、口座開設時等に預貯金者に対し、番号利用による預貯金口座の管理の希望の有無を確認しなければならないと規定する。
- ②金融機関窓口からの番号登録だけでなく、マイナポータルからも可能とする。
- ③預貯金者の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度に複数の金融機関の口座へ付番できる。

※行政庁が指定する一定の金融機関において、②、③は対象外

注) 「国民が個人番号を金融機関に告知する義務」は規定しない。



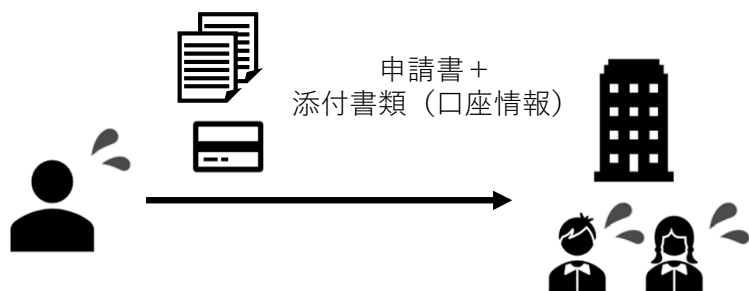
# 公金受取口座登録制度

- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様は、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
- 3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
- 給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始予定。

※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。

## Before

預貯金口座情報の登録制度なし  
(給付金の申請の都度、口座情報を提出)



国民

行政機関等

✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出

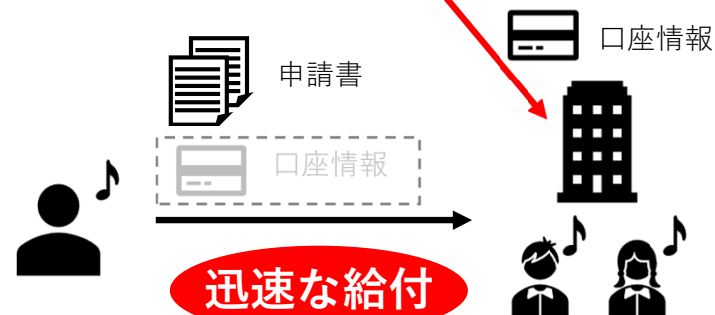
✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要

## After

「公金受取口座」  
(国民の意思に基づき1人1口座を国に登録)



デジタル庁が管理する  
公金受取口座登録システム



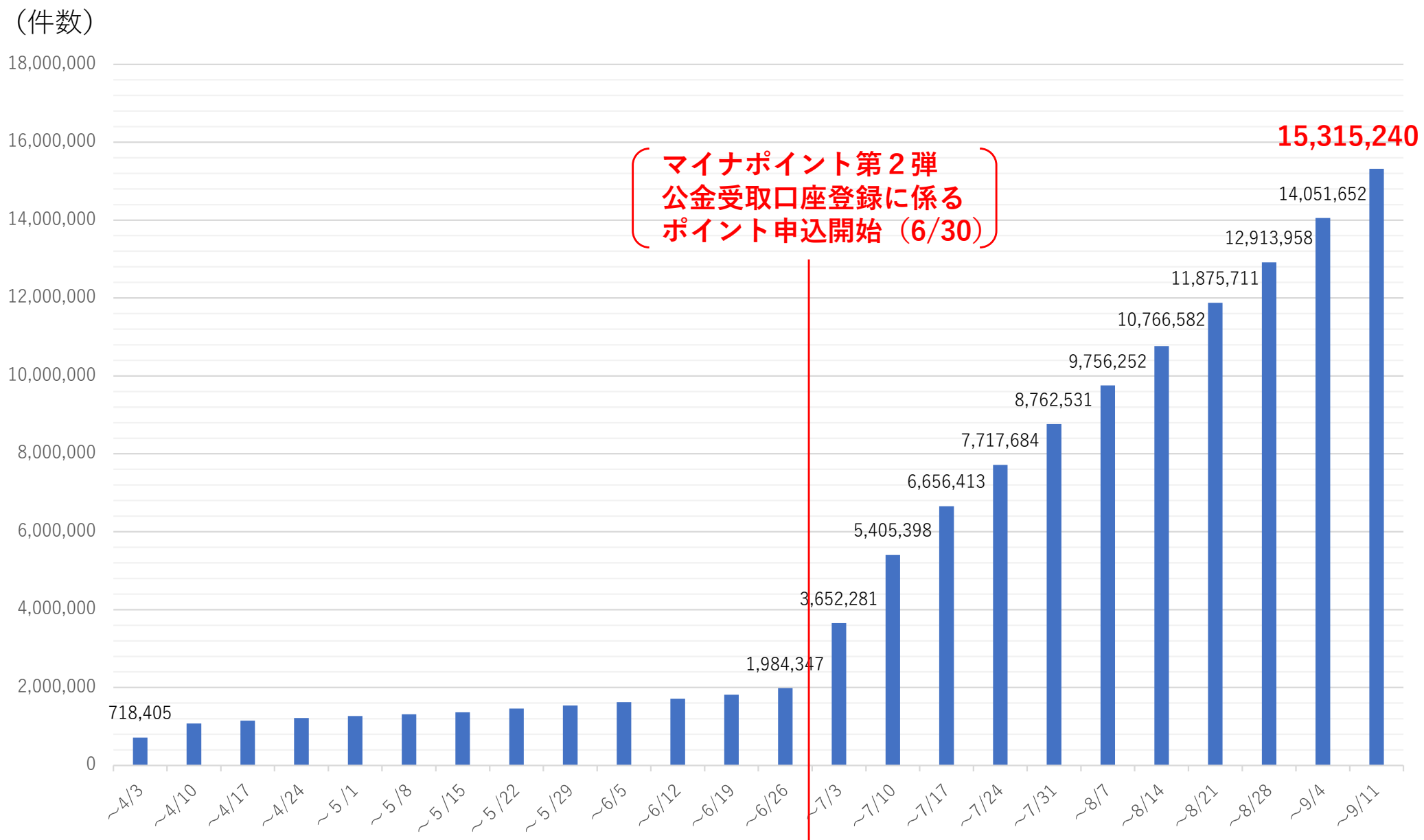
国民

行政機関等

✓ 口座情報の添付書類が**不要**

✓ 口座情報の確認が不要となり、**給付事務が簡素化**  
✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、**振込不能にならない**

# 公金受取口座の登録件数推移



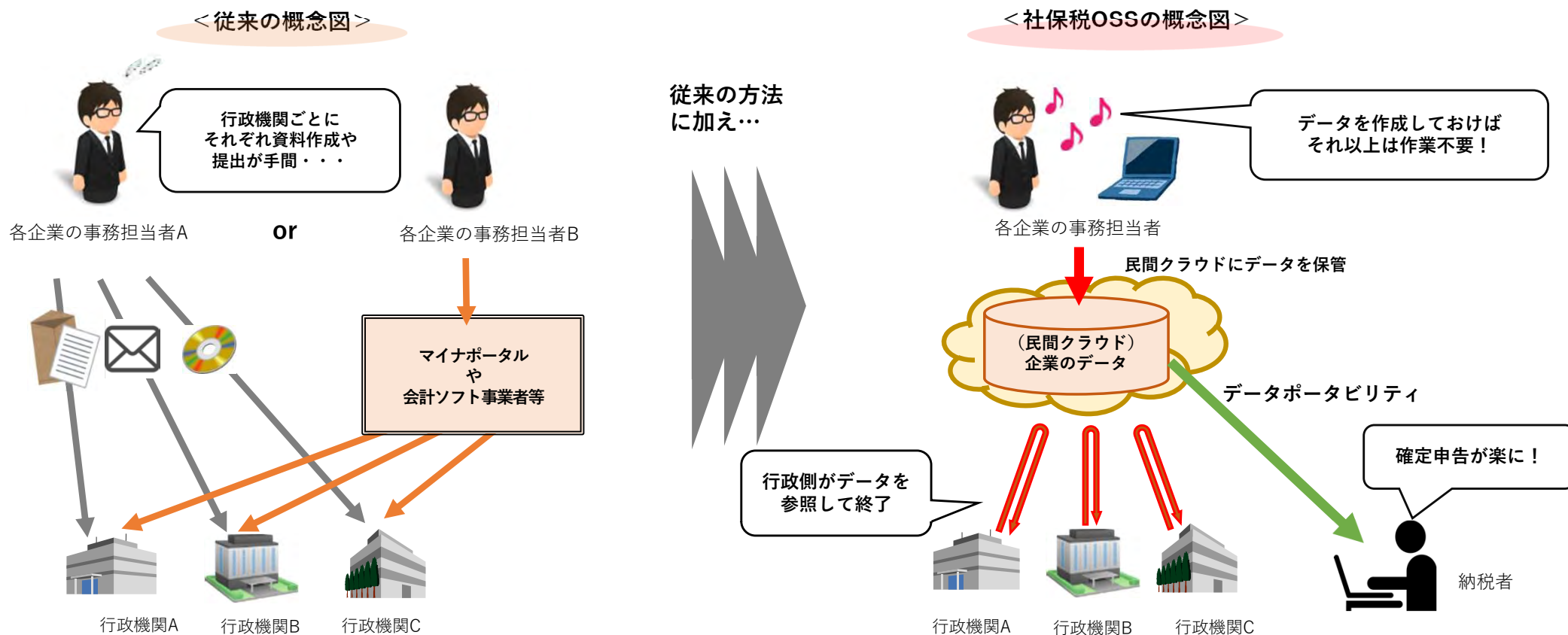
## — 社会保険・税手続のワンストップサービス(社保税OSS)

# 社保税OSSの全体像とデータポータリティ

○ 「**社保税OSS**」とは、民間クラウドを活用して、企業が保有する情報（データ）に対し、各行政機関が参照できるようにすることにより、現在の提出に代える仕組み。**法定調書の手続について、令和4年1月より利用開始済み。**

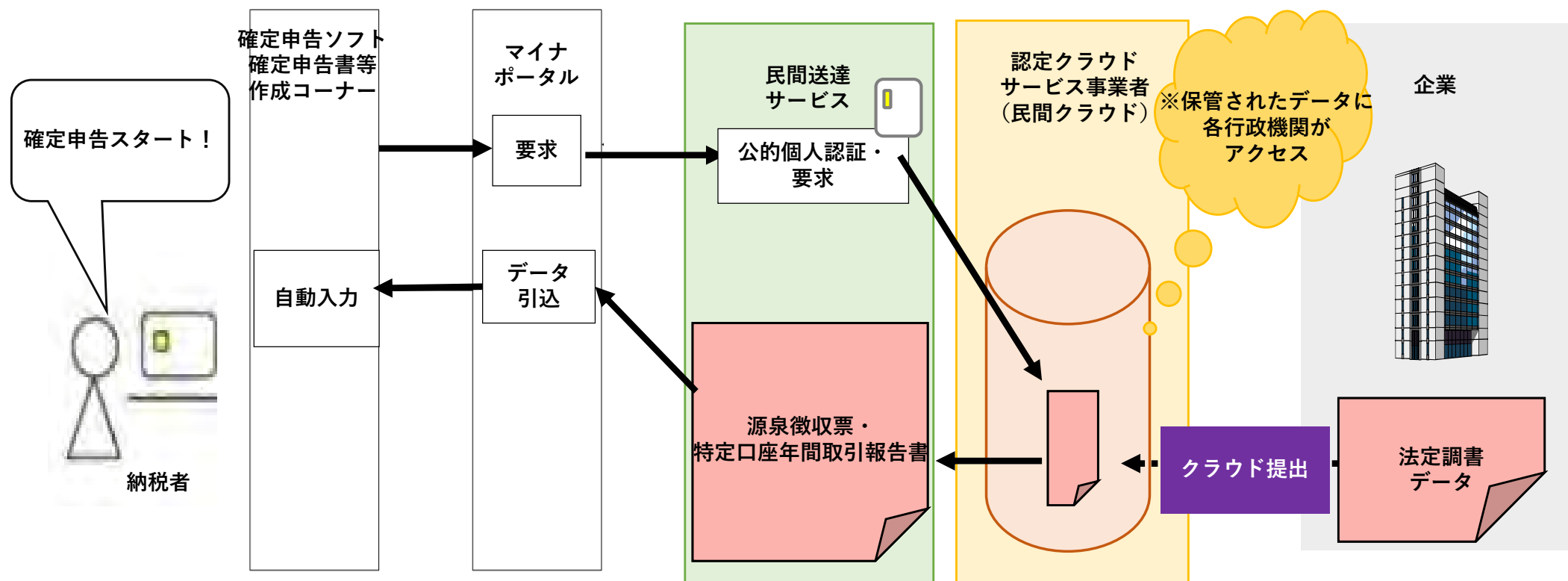
※ 法定調書：国税に関する法律に基づき事業者等が税務署長に提出する支払に関する調書

○ 「**社保税OSS**」の仕組みを活用して、**令和5年1月より**、企業によりクラウド提出されたデータについては、各個人（従業員やフリーランスの方々）が確定申告にて利活用する「**データポータビリティ**」が可能となる予定。



# データポータビリティの予定 (R5.1~)

- 令和5年1月時点ではフロー図の通り、**国民（納税者）**が確定申告時に、**源泉徴収票等のデータ（数字等）**を**確定申告コーナー画面に自動入力**できるようになる。
- 民間クラウドに保管済みのデータを、民間送達APIを用いてマイナポータルを介し、国税庁管轄の確定申告コーナーへ連携する仕組みとなっている。
- 対象は、**クラウド提出された法定調書のうち「源泉徴収票・特定口座年間取引報告書」**でスタート予定。





# 今後の構想 ～国税領域での広がり～

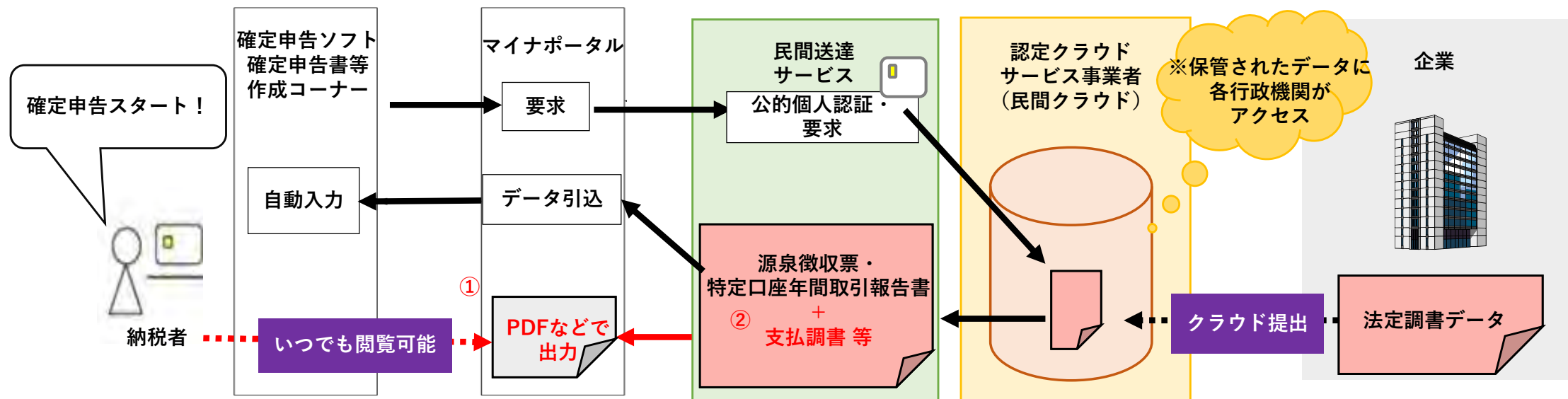
- データの引き込みのみでなく、マイナポ経由でPDF等での出力を可能とする。  
※実現方法としては、民間送達側でPDF生成などデータ作成を行い、マイナポータルに件名連携する仕組みが現実的か。  
※源泉徴収票などには交付義務があり、この仕組みで代替できればなお便利となる。
- 現状は法定調書のうち「源泉徴収票・特定口座年間取引報告書」であるものを、支払調書などに拡大することにより、納税者にとっての利便性を大きく向上することができる。

<イメージ ※条件により提出義務や交付義務は異なるが、詳細は割愛。それぞれの調書にも種類があるが、代表的なものを例示。>

源泉徴収票：給与や退職金の支払いを行った企業が所管税務署に提出。(例)勤務先⇒サラリーマンへの給与支払

支払調書：報酬などの支払いを行った法人や個人が所管税務署に提出。(例)企業⇒フリーランスへの報酬支払

★源泉徴収票から支払調書に対象拡大することで、サラリーマンのように特定企業にのみ勤務する納税者以外の、フリーランスや弁護士、副業を行うサラリーマンなどが行う確定申告にも利活用ができるようになる。



▲上記フロー図の赤字部分が構想部分